

# 目 次

銀行関係	
・ 都銀等による信託業務にかかる規制の緩和	1
・ 銀行社債の商品性改善	2
・ 資産運用アドバイス業務の取り扱い	3
・ 銀行における電子マネー業務等の取り扱いの明確化	4
・ 店舗の設置等に関する事前届出制度の撤廃	5
・ 代理店にかかる規制の緩和	6
・ 子会社によるネットワーク上のプリペイド事業の解禁	7
・ 銀行持株会社及び銀行による認可申請・届出手続の簡素化	8
・ 資本金超過法定準備金の取崩しに係る規制の緩和	9
・ 電磁的方法による決算広告の許容	10
・ 収入依存度規制の更なる緩和	11
・ 店舗の営業時間規制の撤廃	12
・ 更なる信託スキームの活用資する商事（営業）信託関連法制の見直し	13
・ 信託業法における受託財産制限の緩和	14
・ 信託銀行の行う広告についての電磁的方法の利用	15
・ 信託銀行が元本補てん契約のない信託に係る信託財産として所有する株式について、1年超所有に課される承認申請の撤廃	16
・ 信託業規制の改革	17
・ 信託受益権の販売	18
・ 金融機関系リース会社の業務範囲の拡大	19
・ 信託業務における「実質代理店の禁止」規定の改定	20
・ いわゆるM & A業務の銀行法上の位置付けの明確化	21
・ 銀行のクレジットカード子会社等における顧客会員サービス業務の 取り扱い	23
・ リストラ等により生じた遊休不動産の有効活用	24
・ 銀行本体に係る他業禁止規制の幅広い緩和	25
・ 子会社における「業務に附帯する業務」の要件の明確化	26
・ 自己競落会社の対象物件等に係る規制緩和	28
・ 従属業務会社の業務範囲の拡大	29
・ 店舗等の他者との共用に関する規制の撤廃	30
・ 自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ	31
・ 信用保証業務を営む子会社等の業務範囲の拡大	32
・ 預金（ないしは預金代り金）の収納代行	33

・銀行社債や金融債の窓販取扱い	34
協同組織金融機関関係	
・劣後債の発行	35
・普通出資の消却	36
・出資による配当の導入	37
・卒業生金融制度の見直し	38
・信用金庫の債務保証に係る大口信用供与規制の緩和	39
・信金法に基づく業務内容方法書の廃止	40
・会員の法定脱退事由の拡大	41
・業務報告書の総（代）会承認制の廃止	42
・附属明細書の総（代）会報告の廃止	43
・会員及び債権者の理事会議事録閲覧謄写請求権の制限	44
・信用金庫における議決権のIT化	45
・信用金庫における計算書類・定款のIT化	46
・定款への従たる事務所の記載の廃止	47
・協同組織金融機関が発行する優先出資に係る1口に満たない 優先出資制度の創設	48
・商法第280条ノ2第5項及び同法第280条ノ3ノ2の優先出資への 準用	49
・新優先出資予約権の発行解禁	50
・業務方法書の廃止	51
・一般職員の兼業・兼職制限の廃止	52
・協金法第2条第3項に基づく「自己資本率規制」の廃止	53
・脱退組合員の出資持分の一時取得について	54
・事業報告書の総（代）会承認制の廃止	55
・附属明細書の総（代）会報告の廃止	56
・業務方法書の廃止	57
・協金法に基づく業務内容方法書の廃止	58
・信金法に基づくりスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の 開示の一本化	59
・業務取扱時間変更届出の簡素化	60
・子会社対象範囲の拡大（銀行子会社の所有）	61
・優先出資の自己取得の緩和	62
・証券業務に係る農協法第10条第20項に基づく事業方法書の廃止	63

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、リース事業協会、オリックス	
項目	都銀等による信託業務にかかる規制の緩和			
意見・要望等の内容	銀行本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤廃			
関係法令	信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、同法施行令、同法施行規則	共管	なし	
制度の概要	普通銀行本体、信託銀行子会社及び信託代理店について、処分型不動産信託を制限するとともに、不動産の売買・賃貸について媒介・代理等の不動産関連業務、遺言執行・遺産整理業務等の併営業務を行うことはできないものとしている。			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画（改定）</p> <p>【 2(3)ア 】</p> <p>&lt; 銀行の信託業務への参入 &gt;</p> <p>普通銀行及び長期信用銀行本体での信託業務への参入について、原則認めることとする。 （銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)）</p> <p>【 2(3)イ i 】</p> <p>&lt; 農林中央金庫に係る規制 &gt;</p> <p>信託業務を行うことを認める。 （農林中央金庫法（平成13年法律第93号））</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>「銀行法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第117号）により、都市銀行等の本体での信託業務への参入を認めるとともに、信託銀行子会社及び信託代理店の業務範囲の緩和等を行なったところである。（平成14年2月1日施行）。</p> <p>ただし、金融機関には他業禁止が課されている趣旨を踏まえ、本業との関連性が小さい業務を取り扱うことは適当ではないと考えている。</p> <p>（注）なお、信託業を兼営する金融機関が行なう投資一任業務については、解禁することを予定している。</p>				
担当局課室等名	総務企画局 信用課、監督局 銀行第1課			

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会
項目	銀行社債の商品性改善		
意見・要望等の内容	普通銀行に普通社債の売出發行を認めること		
関係法令	商法第306条	共管	なし
制度の概要	普通銀行の社債は、商法に基づいて発行されるものであり、長期信用銀行等が発行する金融債について認められている売出發行が認められていない。		
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画(改定)</p> <p>【 2(3)ア 】</p> <p>長短分離制度の在り方と銀行社債の発行制度の見直し</p> <p>長短分離制度の将来について、また、銀行社債と金融債との間の発行制度のイコールフットィングを図ることについて、引き続き検討する。</p> <p>規制改革の推進に関する第2次答申</p> <p>【 3.(3) 】</p> <p>普通銀行による普通社債の発行解禁に伴う商品性改善【平成15年度中に検討】</p> <p>銀行社債と金融債の発行制度のイコールフットィングの観点も踏まえつつ、銀行社債の商品性改善について検討を行うべきである。</p>		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： )</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
(説明)	<p>現在、金融審議会第二部会において、普通銀行の社債発行の在り方について検討しているところ。</p>		
担当局課室等名	総務企画局 信用課		

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、第二地方銀行協会	
項目	資産運用アドバイス業務の取り扱い			
意見・要望等の内容	顧客の金融資産に関する運用アドバイス業務を、銀行の付随業務として位置付けるとともに、有価証券投信に係る助言業務については、投資顧問業法の適用除外とすること			
関係法令	銀行法第10条第2項、 投資顧問業法第4条	共管	なし	
制度の概要	有価証券に係る投資顧問業は、銀行の付随業務として規定されておらず、銀行が行うことはできない。			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画（改定）</p> <p>【 2（3）ア 】</p> <p>銀行・保険会社本体の業務範囲の見直し</p> <p>銀行業務又は保険業務と密接な関係を有し、経営効率を高められる業務（銀行・保険会社の資産運用・ファイナンスに関する助言など）を銀行又は保険会社本体で行うことについて、所要の措置を講ずる。</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>銀行については、利益相反の防止、経営の健全性確保及び取引の公正性確保等の観点から、株式の売買の取次ぎ業務等の証券業を行なうことが制限されている。ただし、銀行は、顧客の書面による注文を受けてその計算においてする有価証券の売買等を行うことができることとされている。</p> <p>このような中で銀行が、投資顧問業法に規定する投資顧問業を併せ営むこととなれば、実態として銀行が株式の売買の取次ぎ等を行うに等しい状態となること等から、銀行に投資顧問業を認めることは措置困難である。</p> <p>なお、投資顧問業法に規定する投資顧問業に該当しない「資産運用に関する助言業務」については、その具体的な業務内容を踏まえ、銀行の付随業務として適当かどうか検討する。</p>				
担当局課室等名	総務企画局 信用課、市場課			

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、日本経団連	
項目	銀行における電子マネー業務等の取り扱いの明確化			
意見・要望等の内容	金融機関が発行主体となる電子マネーやオフラインデビットが銀行法上の付随業務であることを明確化する。			
関係法令	銀行法第10条第2項	共管	なし	
制度の概要	<p>「その他の銀行業に付随する業務」に該当するかどうかの判断基準については、事務ガイドラインに示している。</p> <p>【事務ガイドライン(1-4-4)】</p> <p>(8) その他付随業務の取扱いについて</p> <p>当該業務が、法第10条第2項の「その他の銀行業に付随する業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を考慮した取扱いとなっているか。</p> <p>当該業務が法第10条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務に準ずるか。</p> <p>当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。</p> <p>当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。</p> <p>銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用資するか。</p>			
計画等における記載の状況	<p>規制改革の推進に関する第2次答申</p> <p>【第2章3.1(4)】</p> <p>銀行子会社によるネットワーク上のプリペイド事業の解禁及び銀行における電子マネー業務等の取扱いの明確化【平成15年度中に検討・結論】</p> <p>銀行子会社によるネットワーク上でのプリペイド事業を金融関連業務の対象とすることについて検討を行い、結論を得るべきである。また、オフラインデビット、電子マネー業務を銀行法上の付随業務とすることについて検討を行い、結論を得るべきである。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期: )			
(説明)	<p>銀行が行う電子マネー業務及びオフラインデビット業務については、前払式証券の規制等に関する法律等の関連する法令との関係も整理した上で、銀行の付随業務として取り扱うことを検討する。</p>			
担当局課室等名	総務企画局 信用課、監督局 銀行第1課			

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、第二地方銀行協会	
項目	店舗の設置等に関する事前届出制度の撤廃			
意見・要望等の内容	営業店の設置等に係る事前届出制度の廃止			
関係法令	銀行法第8条 銀行法施行規則第35条第1項第5号	共管	なし	
制度の概要	銀行は、わが国において支店その他の営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止をしようとするとき、海外の営業所の位置変更をしようとするときは、内閣総理大臣に届け出なければならない。			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画（改定）</p> <p>【 2(3)ア 】</p> <p>銀行の支店その他の営業所に係る認可制度の見直し</p> <p>銀行の支店その他の営業所の設置等に係る認可制については、情報化の進展や銀行業における経営の効率化の要請などの観点から、届出制に改める。</p> <p>（銀行法等の一部を改正する法律（平成13年法律第117号）平成14年4月1日施行）</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>営業所の設置状況については、検査・監督の観点から日々当局として把握しておく必要があることから、現在の事前届出制度の廃止については措置困難である。</p>				
担当局課室等名	総務企画局 信用課、監督局 銀行第1課			

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会	
項目	代理店にかかる規制の緩和			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>代理店の取扱い業務に係る規制を撤廃すること</li> <li>法人代理店における 100%出資規制を緩和すること</li> </ul>			
関係法令	銀行法施行規則第9条の3第2項第6号、第8号、第10条、平成11年金融監督庁告示第10号第2条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行の代理店において営む代理業務は、預金、貸付、為替取引、債務の保証又は手形の引受け、国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い、有価証券、貴金属その他の物品の保護預り及び両替に限られている。</li> <li>法人代理店は、銀行の100%出資法人又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社でなければならない。</li> </ul>			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画（改定）</p> <p>【 2（3）ア 】</p> <p>代理店の取扱業務に係る規制撤廃</p> <p>代理店の取扱業務については、金融機関の業務の効率化、顧客の利便性、代理店と金融機関の本体との関係、代理店に対する監督の在り方等の観点から見直しを行い、所要の措置を講ずる。</p> <p>（担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令））</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>代理店の取扱業務の範囲については、銀行の固有業務及び付随業務の一部まで緩和（平成14年4月1日施行）したところであるが、更なる取扱業務の範囲拡大及び法人代理店に対する出資規制の緩和については、代理店における業務実態を踏まえ、代理店業務の健全かつ適切な運営の確保ができるか、利用者利便の向上に資するか等を勘案し、引き続き検討する。</p>				
担当局課室等名	総務企画局 信用課、監督局 銀行第1課			



分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、日本経団連	
項目	子会社によるネットワーク上のプリペイド事業の解禁			
意見・要望等の内容	ネットワーク上でのプリペイド事業について、銀行の金融関連業務として子会社が営むことができるものとする。			
関係法令	銀行法施行規則第17条の3第2項	共管	なし	
制度の概要	IT技術のは発展等に伴い、証票又は電磁的方法により金額情報を記録した媒体が存在しないネットワーク上のプリペイド業務が出現しているが、このような業務は、現行法上、銀行の子会社が営むことができる業務には含まれていない。			
計画等における記載の状況	<p>規制改革の推進に関する第2次答申</p> <p>【第2章3.1(4)】</p> <p>銀行子会社によるネットワーク上のプリペイド事業の解禁及び銀行における電子マネー業務等の取扱いの明確化【平成15年度中に検討・結論】</p> <p>銀行子会社によるネットワーク上でのプリペイド事業を金融関連業務の対象とすることについて検討を行い、結論を得るべきである。また、オフラインデビット、電子マネー業務を銀行法上の付随業務とすることについて検討を行い、結論を得るべきである。</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
(説明)	<p>ネットワーク上でのプリペイド事業については、銀行の子会社の業務範囲とするための具体的な取り扱いについて検討する。</p>			
担当局課室等名	総務企画局 信用課			

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、第二地方銀行協会、日本経団連										
項目	銀行持株会社及び銀行による認可申請・届出手続の簡素化												
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の子会社、関連会社の設立等に係る認可申請・届出手続きについて、銀行と銀行持株会社の一本化等を図ること。</li> <li>・銀行持株会社の取締役が子銀行の役職員を兼職する場合の認可制を届出制とすること。</li> </ul>												
関係法令	銀行法第16条の2、第52条の23、第53条、第52条の19	共管	なし										
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行の子会社、関連会社の設立等については、認可申請・届出を行う必要があるが、当該会社が銀行持株会社の子会社、関連会社にも該当する場合には、銀行と銀行持株会社がそれぞれ認可・届出を行わなければならない。</li> <li>・銀行持株会社の取締役がその子銀行を含む他の会社の役職員を兼務する場合には、認可を受けなければならない。</li> </ul>												
計画等における記載の状況	「該当なし」												
対応の状況	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:20%; border:none;"></td> <td style="width:20%; border:none;">措置済・措置予定</td> <td style="width:20%; border:none;">検討中</td> <td style="width:20%; border:none;">措置困難</td> <td style="width:20%; border:none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border:none;"> <div style="border-left:1px dashed black; border-right:1px dashed black; padding:5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期: )</p> </div> </td> <td style="border:none;"> <div style="border-left:1px dashed black; border-right:1px dashed black; padding:5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> </tr> </table>				措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left:1px dashed black; border-right:1px dashed black; padding:5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期: )</p> </div>	<div style="border-left:1px dashed black; border-right:1px dashed black; padding:5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>			
	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他									
<div style="border-left:1px dashed black; border-right:1px dashed black; padding:5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期: )</p> </div>	<div style="border-left:1px dashed black; border-right:1px dashed black; padding:5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>												
(説明)													
<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行と銀行持株会社の子会社認可の審査基準が異なることから、認可を一本化することは措置困難である。</li> <li>・銀行と銀行持株会社が同一の子会社、関連会社について重複して行う届出については、事務の簡素化等の観点から、運用面の見直しを検討する。</li> <li>・銀行持株会社の取締役が子銀行の役職員を兼職する場合の認可については、子銀行と他の子会社との利益相反等の弊害を防止する観点から、届出制とすることは措置困難である。</li> </ul>													
担当局課室等名	総務企画局 信用課、監督局 銀行第1課												

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会
項目	資本金超過法定準備金の取崩しに係る規制の緩和		
意見・要望等の内容	資本金超過法定準備金の取崩しに際し必要となる債権者保護手続きについて、合併（銀行法第 33 条）や会社分割（同法第 33 条の 2）の場合と同様に、預金者等への催告を不要とする。		
関係法令	銀行法第 18 条第 2 項	共管	なし
制度の概要	法定準備金のうち、資本金の 4 分の 1（銀行は、銀行法の規定により資本金と同額）を超過する部分については、株主総会の決議により取崩すことが可能であるが、その際には、債権者保護手続き（個別催告）が必要とされている。		
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進 3 か年計画（改定）</p> <p>【 2(3)ア 】</p> <p>法定準備金の減少に係る規制の緩和</p> <p>銀行については、法定準備金の減少に際しての債権者保護手続について、合併（銀行法第 33 条）や会社分割（同第 33 条の 2）の場合と同様に、預金者等への個別の催告を不要とするものの可能性について検討を開始する。</p> <p>規制改革の推進に関する第 2 次答申</p> <p>【第 2 章 13 . 3(別表)(1).17】</p> <p>資本金超過法定準備金の取崩しに係る規制の緩和</p> <p>資本金超過法定準備金の取崩しに際し、債権者保護手続について、合併（銀行法第 33 条）や会社分割（同 33 条の 2）の場合と同様に、預金者等への催告を不要とする。【15 年度中に検討・結論】</p>		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>（説明）</p> <p>商法の規定に基づく法定準備金の取崩しに際し、合併や会社分割の場合と同様に、債権者保護手続きにおいて預金者等への個別の催告を不要として良いかどうかについては、銀行の自己資本の充実を図る必要性、預金者保護の必要性等を勘案しつつ慎重に検討する。</p>			
担当局課室等名	総務企画局 信用課		

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、日本経団連	
項目	電磁的方法による決算公告の許容			
意見・要望等の内容	商法同様、銀行にも電磁的方法による決算公告を認めるべきである。			
関係法令	銀行法第 20 条、第 21 条、第 57 条	共管	なし	
制度の概要	<p>・ 銀行は、銀行法第 20 条及び第 57 条の規定に基づき、貸借対照表及び損益計算書（単体・連結）を日刊新聞紙に掲載することにより公告しなければならない。また、同法第 21 条の規定に基づき、貸借対照表及び損益計算書を営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>なお、銀行は、貸借対照表等のほか、業務及び財産の状況に関する説明書類（ディスクロージャー誌）を営業所に備え置き、公衆の縦覧に供することが義務付けられている</p> <p>（注）商法第 283 条第 4 項、第 5 項の規定に基づき、会社が貸借対照表に記載又は記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けられる状態に置く措置をとった場合には、貸借対照表又はその要旨を公告することは要しない。（改正商法、平成 13 年 10 月施行）</p>			
計画等における記載の状況	<p>規制改革の推進に関する第 2 次答申</p> <p>【第 2 章 13 . 3(別表)(1).11】</p> <p>銀行における電磁的方法による決算公告の許容</p> <p>商法同様、銀行にも電磁的方法による決算公告を許容するとともに、平成 15 年度中に商法改正法案の提出が予定されている「公告一般の電子化」についても同様の手当てを行う。【15 年度中に検討・結論】</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>商法における電磁的方法による決算公告の許容を踏まえ、銀行の業務の公共性等に留意しつつ、銀行が決算公告を電磁的方法により行う場合の具体的措置の内容について検討を行う。</p>				
担当局課室等名	総務企画局 信用課			

分野	銀行	意見・要望提出者	全国地方銀行協会	
項目	収入依存度規制の更なる緩和			
意見・要望等の内容	収入依存度規制を緩和し、複数の銀行による従属業務会社の設立を可能とすること			
関係法令	銀行法第16条の2第1項第8号 平成14年金融庁告示第34号	共管	なし	
制度の概要	<p>・銀行又は銀行持株会社の子会社として認められる従属業務会社については、当該銀行及びその子会社又は当該銀行持株会社及びその子会社からの収入を一定割合以上とする収入依存度規制(総収入の50%以上)が課されている。また、銀行は子会社として認められる会社を除き国内の会社の議決権を5%超保有することはできない(5%ルール)。</p> <p>・これらの規制の結果、資本関係のない複数の銀行が、共同して従属業務会社を設立し、それぞれの関連会社とすることはできない。</p>			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画(改定)</p> <p>【 2(3)ア 】</p> <p>従属子会社の収入依存度の規制緩和</p> <p>子会社経営の効率化の観点から、銀行法又は保険業法の体系における銀行又は保険会社の従属子会社の収入依存度規制を緩和する方向で検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。</p> <p>【平成14年金融庁告示】</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期: )			
(説明)	<p>従属業務そのものは銀行業からみれば他業であるが、銀行が分社化を通じて経営の効率化等を図ることを可能とする観点から、収入依存度規制を課すことにより、主として当該銀行の業務のために営む業務であることを明確にした上で、当該業務を営む会社を子会社とすることを認めているものである。</p> <p>したがって、資本関係のない複数の銀行が従属業務を営む会社を共同で設立することを認めるか否かについては、銀行経営の効率化等の必要性を踏まえつつ、従属業務の在り方等を検討する必要がある。</p>			
担当局課室等名	総務企画局 信用課、監督局 銀行第1課			

分野	銀行	意見・要望提出者	全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、信託協会					
項目	店舗の営業時間規制の撤廃							
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>出張所において銀行法上の法定休日以外の日を休日とすることについて、設置場所の特殊事情以外の理由により規制を緩和すること。</li> <li>所在地又は設置場所の特殊事情によらない理由により営業所の営業時間（午前9時から午後3時まで）を変更することができるようにすること。</li> </ul>							
関係法令	銀行法施行令第5条、銀行法施行規則第16条	共管	なし					
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行法において規定する休日以外の日を営業所の休日とするためには、営業所の「設置場所の特殊事情」により、当該営業所の休日とすることがやむを得ない日であることにつき金融庁長官の承認を受ける必要がある。</li> <li>銀行（代理店を含む）の営業時間は、午前9時から午後3時までとされている。ただし、その営業所の「所在地又は設置場所の特殊事情」により、異なる営業時間とする必要がある場合には、当該営業所について営業時間を変更することができる。</li> </ul>							
計画等における記載の状況	<p>規制改革の推進に関する第2次答申</p> <p>【第2章13.3(別表)(1).19】</p> <p>店舗の営業時間規制の撤廃</p> <p>店舗の営業時間規制（午前9時から午後3時まで）を撤廃する。【15年度中に検討・結論】</p> <p>【第2章13.3(別表)(1).20】</p> <p>出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く）の休日に係る規制の緩和</p> <p>出張所において銀行法上の法定休日以外の日を休日とすることについて規制を緩和する。【15年度中に検討・結論】</p>							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">）</p>				<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>					
<p>（説明）</p> <p>資金の決済機能を担う銀行の休日が個別銀行ごとに異なることとなれば、銀行の営業日に決済が完了せず、決済リスクの増大を招くなど、決済システムを混乱させるおそれがあると考えられる。</p> <p>ただし、個別の営業所における休日及び営業時間の規制については、決済システムの安定性確保や利用者利便を損なわないことを前提に、所在地、設置場所の特殊事情のほか、当該営業所の業務内容（例えば、為替取引や当座預金業務を取り扱わない出張所など）等の事情を勘案して規制を緩和することの可能性について検討する。</p>								
担当局課室等名	総務企画局 信用課、監督局 銀行第1課							



分野	銀行	意見・要望提出者	信託協会、日本経団連	
項目	信託業法における受託財産制限の緩和			
意見・要望等の内容	特許権や著作権等の知的財産権及び建物賃借権を信託業法上の受託可能財産に含めること。			
関係法令	信託業法第4条	共管	なし	
制度の概要	信託業法第4条において、信託会社の受託財産は、金銭、有価証券、金銭債権、動産、土地及びその定着物、地上権及び土地の賃借権に制限されている。			
計画等における記載の状況	<p>規制改革の推進に関する第2次答申</p> <p>【3金融1(1)】</p> <p>信託業法における受託財産制限の緩和 [平成15年度中に検討・結論、措置予定]</p> <p>特許権、著作権等の知的財産権を信託業法の信託の対象となる財産権に追加することについて検討を行い、結論を得るべきである。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:平成15年度中)			
(説明)				
<p>現在、金融審議会において、信託業法に基づく信託会社の在り方等について幅広い検討を行っており、特許権、著作権等の知的財産権を信託業法の信託の対象とすることについて検討を行い、その結論を踏まえ、平成15年度中に措置する予定である。</p>				
担当局課室等名	総務企画局 信用課			





分野	銀行	意見・要望提出者	信託協会
項目	信託銀行が元本補てん契約のない信託に係る信託財産として所有する株式について、1年超所有に課される承認申請の撤廃		
意見・要望等の内容	信託銀行が、元本補てんのない信託勘定で、国内の会社の議決権を1年を超えて保有することにより国内会社の議決権を5%を超えて取得・保有することとなった場合には、当該議決権の取得・保有につき必要とされる内閣総理大臣の承認を撤廃すること		
関係法令	銀行法第2条第11項、第16条の3 事務ガイドライン1-7-1(3)	共管	なし
制度の概要	・信託勘定で保有する議決権のある株式(1年超保有)については、当該株式の議決権及び銀行勘定で保有する株式の議決権を合算して国内会社の議決権の5%を超える場合には、内閣総理大臣の承認を受けて保有することができる。(金融庁事務ガイドラインの改正(平成14年2月1日)により、承認期間を1年から2年に延長)		
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画(改定)</p> <p>【 2(3)ア22a 】</p> <p>銀行が信託勘定により所有する一般事業会社の株式に係る規制の見直し</p> <p>信託銀行が元本補てん契約のない信託に係る信託財産として所有する株式について、1年超所有に課される承認規定(銀行法)については、</p> <p>i) 銀行の健全性確保等に留意しつつ、その在り方について引き続き検討する。</p> <p>また、当該承認申請に伴う事務負担を軽減する方策について早急に検討を行い、13年中に結論を得、所要の措置を講ずる。</p>		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期: )</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
(説明)	<p>銀行が事業会社の議決権を取得・保有する場合の規制(上限5%)は、銀行経営の健全性確保の観点から、他業禁止が課されている趣旨の徹底を図るとともに、銀行子会社の業務範囲制限を逸脱することを回避するために設けられているところである。信託勘定で保有する株式の取扱いについては、これに係る議決権の行使実態などに留意しつつ、その規制のあり方について検討しているところ。</p>		
担当局課室等名	総務企画局 信用課、監督局 銀行第1課		

分野	銀行	意見・要望提出者	生命保険協会、リース事業協会、オリックス
項目	信託業規制の改革		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信託会社の解禁</li> <li>・ 信託代理店の銀行以外の者への解放</li> </ul>		
関係法令	信託業法、金融機関ノ信託業務ノ兼営ニ関スル法律	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、信託業法に基づく信託会社は存在していない。</li> <li>・ 金融機関ノ信託業務ノ兼営ニ関スル法律における信託代理店は、同法に基づいて信託業を兼営することができる銀行等の金融機関に限定されている。</li> </ul>		
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画（改定）</p> <p>【 2（3）オ 】</p> <p>信託会社の在り方</p> <p>信託会社の参入基準や行為規制など幅広い観点から、これまでの規制緩和策の実施状況を踏まえ、信託会社の在り方について検討する。</p> <p>規制改革の推進に関する第2次答申</p> <p>【第2章3金融1(2)】</p> <p>信託業規制の見直し（信託会社の一般事業法人への解禁）【平成15年度中に検討】</p> <p>信託会社の参入基準や行為規制を整備し、信託会社を解禁することについて検討すべきである。また、信託銀行は金融機関及び商工中金に信託代理店を委託することが認められているが、信託会社についてもこれを認めることについて検討すべきである。</p>		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>(説明)</p> <p>現在、金融審議会第二部会において、信託会社の参入基準や行為規制等について幅広く検討しているところ。</p>			
担当局課室等名	総務企画局 信用課、監督局 銀行第1課		

分野	銀行	意見・要望提出者	リース事業協会				
項目	信託受益権の販売						
意見・要望等の内容	当初委託者でない者が信託受益権を販売することについて、規制がないと解釈してよいか。						
関係法令	信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	共管	なし				
制度の概要	有価証券以外の信託受益権の販売については、特定債権法に基づく小口債権、商品ファンド法に基づく商品投資信託受益権の販売等に係る規制を除いて、販売についての明確な規定が存在せず、実質的に行われていない。						
計画等における記載の状況	「該当なし」						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期： )</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table>			<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期： )</p>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期： )</p>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>				
<p>(説明)</p> <p>信託受益権は、原則として譲渡性を有するものと解されており、当初委託者から譲り受けた者による信託受益権については、有価証券であるものを除き信託法及び信託業法上、特段の販売規制はない。但し、他の法律や契約により譲渡が制限されている場合や受益者が特定されている場合等、受益権の移転に制限が課されている場合は、当該制限に従うこととなる。</p>							
担当局課室等名	総務企画局 信用課						

分野	銀行	意見・要望提出者	リース事業協会				
項目	金融機関係リース会社の業務範囲の拡大						
意見・要望等の内容	金融機関の子会社であるリース会社について、金融関連業務として、ファイナンス効果を有する一時売買業務（在庫として商品を抱えず、長期分割支払いにより物品を相対で売買する業務）を解禁すること。						
関係法令	銀行法第 16 条の 2、銀行法施行規則第 17 条の 3	共管	なし				
制度の概要	銀行の子会社の業務として、物品販売業は認められていない。						
計画等における記載の状況	「該当なし」						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置済・措置予定                  措置済                  措置予定                  （実施（予定）時期：             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 検討中                  措置するか否かを含めて検討中                  具体的措置の検討中                  ）             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置困難             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 その他             </td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難	その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難	その他				
（説明）  銀行に対する他業禁止規制の趣旨に鑑み、銀行の子会社の業務として物品の販売業は認められていない。標記の一時売買業務は、ファイナンス効果は有するものの、売買契約に基づく物品の販売を業として行なうものであり、銀行の子会社の業務として認めることは措置困難である。							
担当局課室等名	総務企画局 信用課						

分野	銀行	意見・要望提出者	社団法人リース事業協会、オリックス	
項目	信託業務における「実質代理店の禁止」規定の改定			
意見・要望等の内容	事務ガイドライン（預金取扱金融機関関係）において、信託兼営金融機関の「実質的代理店の禁止」を記述した項目があるが、ここでの記述が「代理」行為のみを禁止するものであって「媒介」行為までも禁止するものではないことを明確にすること。			
関係法令	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 第5条第2項 同施行規則第7条の2、第7条の3 事務ガイドライン3-3-3	共管		
制度の概要	法令は信託会社による代理店の設置を認可事項にかからしめている。 これを受けて、事務ガイドライン（預金取扱金融機関関係3-3-3〔実質的代理店の禁止〕）では、「信託業務を営む金融機関（以下、兼営金融機関）が代理店として認可を受けていない者より顧客の紹介を受けた場合、当該紹介者において当該金融機関の顧客開拓を営業目標としている、顧客の要請に基づかない紹介を行っている等実質的な代理店となっていないか確認するものとする」としているところ。			
計画等における記載の状況	「記載なし」			
対応状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定  (実施(予定)時期： )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
<p>信託代理店を認可にかからしめている趣旨は、一般的に信託商品は、商品性が複雑であり、元本割れのリスクのある実績配当型商品であることから、顧客説明・商品説明にあたっては高度な専門知識が要求されることにある。こうした信託代理店制度の趣旨に鑑み、事務ガイドラインでは、紹介者において当該金融機関の顧客開拓を営業目標としている場合や顧客の要請に基づかずに紹介を行っている場合などは、実質的に代理にあたる旨を明確化したもの。顧客の要請に基づき単に紹介を行う行為までも禁じているわけではない。</p> <p>また、事務ガイドラインの書きぶりを変更する必要があるとは考えていない。</p>				
担当局課室等名	監督局銀行第一課、総務企画局信用課			

分野	銀行	意見・要望提出者	第二地方銀行協会
項目	いわゆるM & A業務の銀行法上の位置付けの明確化		
意見・要望等の内容	<p>・いわゆるM &amp; A業務の銀行法上の位置付けが明確化されていない。</p> <p>・「各省庁等における規制改革に関する内外からの規制緩和要望等に係る対応状況」（平成14年6月公表）では、「銀行業の『その他付随業務』の範囲については、本業と機能的な親近性、リスクの同質性、利用者利便、余剰能力（エクセス・キャパシティ）の活用等の観点から、事務ガイドラインにおいて付随業務に該当するかどうかの判断基準を提示することにより、いわゆるノーアクションレターの活用を促す」とされている。</p> <p>・いわゆるM &amp; A業務のうち、銀行が銀行の融資先等に対して合併、買収、営業譲渡及び会社分割等に関する仲介、助言を行うことは、銀行法第10条第2項の「その他の銀行業に付随する業務」に該当する旨を事務ガイドライン等において明確化する。</p> <p>・M &amp; Aは顧客の経営再建や事業継承により銀行資産の劣化防止に役立つものであり、多くの銀行が顧客からM &amp; Aに関する相談を受けているのが現状であるが、M &amp; A業務が銀行法第10条第2項の「その他の銀行業に付随する業務」に該当することが明確化されていない。顧客のニーズに十分対応するためにも、M &amp; A業務が「その他の銀行業に付随する業務」に該当することを明確化する必要がある。</p> <p>・いわゆるM &amp; A業務のうち、銀行が銀行の融資先等に対して合併、買収、営業譲渡及び会社分割等に関する仲介、助言を行うことは、銀行法第10条第2項の「その他付随業務」に該当する旨を事務ガイドラインにおいて明確化する。</p>		
関係法令	銀行法第10条第2項 金融庁事務ガイドライン1-6-4(8)	共管	
制度の概要	<p>当該業務が、銀行法第10条第2項の「その他付随業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意しつつ、事務ガイドライン1-6-4(8)の観点から判断することとしている。</p> <p>なお、銀行が新規の事業等を具体的に計画している場合において、その事業を行うことが銀行法に抵触することになるかどうかについての照会については、法令事前確認手続（ノー・アクション・レター）を活用することが可能。</p>		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
	(実施時期：H14.4.4(ガイドライン制定))		

(説明)

当該事業内容は様々であり一概には申し上げられないが、一般的に、銀行が融資先等の経営再建や経営支援の一環として、融資先等企業の経営に関して様々な助言等を行うことは、原則として問題ない。

なお、その他付随業務は、銀行法第 12 条の趣旨を踏まえ、事務ガイドラインに則して個別に判断される事項であり、銀行が新規の事業等を具体的に計画している場合において、その事業を行うことが銀行法に抵触することになるかどうかについての照会については、法令事前確認手続(ノー・アクション・レター)を活用することが可能。

担当局課室名

監督局銀行第一課、総務企画局信用課



分 野	銀 行	意見・要望提出者	全国地方銀行協会、第2地方銀行協会	
項 目	銀行のクレジットカード子会社等における顧客会員サービス業務の取扱い			
意見・要望等の内容	銀行のクレジットカード子会社等において、一般的なクレジットカード会社において行われている顧客会員サービス業務（保険代理、旅行代理、物品販売）を取扱うことを認める。			
関係法令	銀行法施行規則第17条の3第2項第9号	共管		
制度の概要	銀行のクレジットカード会社については、クレジットカードの発行及びカード利用代金の決済に限定されている。			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： )	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)	銀行法上の他業禁止の趣旨及びグループ全体でのリスク管理という観点から、銀行が子会社として保有できる子会社の業務範囲は限定されている。			
担当局課室名	監督局銀行第一課、総務企画局信用課			

分野	銀行	意見・要望提出者	全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会	
項目	リストラ等により生じた遊休不動産の有効活用			
意見・要望等の内容	リストラ等により廃止した店舗等については、当該不動産を処分するまでの間の一時的な賃貸を可能とする。			
関係法令	銀行法第 12 条	共管		
制度の概要	・銀行の営業用不動産の有効活用については、平成 10 年 6 月に大蔵省銀行局銀行課長・中小金融課長事務連絡の廃止により、既存店舗用建物の余剰部分の賃貸等に関する様々な規制が廃止された。			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： )	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)	<p>銀行がリストラ等により生じた店舗等の遊休不動産を賃貸することについては、必ずしも直ちに銀行法 第 12 条（他業禁止規定）に抵触するものではないが、同条の趣旨に留意する必要がある。</p> <p>なお、その他付随業務は、銀行法第 12 条の趣旨を踏まえ、事務ガイドラインに則して個別に判断される事項であり、銀行が新規の事業等を具体的に計画している場合において、その事業を行うことが銀行法に抵触することになるかどうかについての照会については、法令事前確認手続（ノー・アクション・レター）を活用することが可能。</p>			
担当局課室名	監督局銀行第一課、総務企画局信用課			

分 野	銀 行	意見・要望提出者	全国地方銀行協会	
項 目	銀行本体に係る他業禁止規制の幅広い緩和			
意見・要望等の内容	<p>銀行業務と密接な関係を有し、経営効率を高め、顧客利便の向上・魅力ある金融サービスの提供に資すると考えられる業務について、経済社会のIT化の進展等も踏まえ、幅広く検討を行い、必要と考えられるものについては積極的に銀行による取扱いを認めていく（あるいは、取扱いが可能である旨明確化する）。</p> <p>具体的には、(1)銀行業務に関連する幅広い仲介・斡旋手数料等の徴求、(2)遊休不動産の賃貸等、(3)プログラム作成・販売・計算受託、(4)各種コンサルティングサービス等</p>			
関係法令	銀行法第10条第2項、第12条 金融庁事務ガイドライン1-6-4(8)	共管		
制度の概要	<p>当該業務が、銀行法第10条第2項の「その他付随業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意しつつ、事務ガイドライン1-6-4(8)の観点から判断することとしている。</p> <p>また、銀行が新規の事業や取引を行うことが銀行法に抵触することになるかどうかについての照会については、法令事前確認手続（ノー・アクション・レター）を活用することが可能。</p>			
計画等における記載状況	<p>【規制改革推進3ヵ年計画（改定）】</p> <p>【 2(3)ア 】</p> <p>「その他銀行業に付随する業務」の該当基準の明確化</p> <p>情報化・高齢化等の環境変化が急速に進む中、多様化・高度化する顧客ニーズへの的確な対応を通じて顧客の利便性を向上していくためには、金融審議会第一部会に示された考え方を踏まえ、「その他付随業務」の該当基準を早急に明確化し、付随業務の範囲を柔軟に拡大する。【金融庁事務ガイドライン】（平成13年度措置済み）</p>			
対応状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施時期：H13.7.9(法令適用事前確認手続策定)、H14.4.4(ガイドライン制定))			
(説明)	<p>その他付随業務は、銀行法第12条の趣旨を踏まえ、事務ガイドラインに則して個別に判断される事項であり、銀行が新規の事業等を具体的に計画している場合において、その事業を行うことが銀行法に抵触することになるかどうかについての照会については、法令事前確認手続（ノー・アクション・レター）を活用することが可能。</p>			
担当局課室名	監督局銀行第一課、総務企画局信用課			

分 野	銀 行	要望提出者	都銀懇話会、第2地方銀行協会
項 目	子会社における「業務に附帯する業務」の要件の明確化		
要望の内容	<p>子会社における「業務に附帯する業務」の要件の明確化を図る。</p> <p>(銀行法施行規則第17条の3第1項第26号及び同第2項第36号)</p> <p>・銀行法における銀行本体の行う「その他付随業務」について、金融審議会における検討を踏まえた要件の明確化が図られたが、その一方、銀行法施行規則第17条の3第1項第26号及び同第2項第36号には、子会社対象会社の営むことのできる業務として、「全各号に掲げる業務に附帯する(当該各号に掲げる業務を営む者が営む場合に限る)」が掲げられているが、具体的にどのような業務が附帯業務に該当するかが必ずしも明確ではない。子会社の業務範囲についても同様の趣旨明確化が適当と考えられる。</p> <p>・グループ会社の取り扱う業務範囲も銀行本体のそれと同様、金融技術の進展や顧客のニーズの多様化といった環境変化を踏まえて変化することが想定されるため、こうした変化に対応し、幅広い業務を営むことで顧客サービスの高度化・多様化を実現するために、各行が自己責任において個別業務の取り扱い可否を判断できるよう、附帯業務の要件を明確化すべき。</p>		
関係法令	銀行法施行規則第17条の3第1項第26号及び同第2項第36号	共管	
制度の概要	<p>銀行法(抄)</p> <p>(銀行の子会社の範囲等)</p> <p>第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>八 次に掲げる業務を専ら営む会社</p> <p>イ 従属業務</p> <p>ロ 金融関連業務</p> <p>2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 従属業務 銀行又は前項第二号から第七号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの</p> <p>二 金融関連業務 銀行業、証券業又は保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの</p> <p>銀行法施行規則(抄)</p> <p>(銀行の子会社の範囲等)</p> <p>第十七条の三 法第十六条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>二十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務(当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。)</p> <p>2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの</p>		

	<p>とする。</p> <p>三十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）</p>												
<p>計画等における記載の状況</p>	<p>総合規制改革会議第2次答申</p> <p>【第2章13.3別表(2)1】</p> <p>銀行子会社における「業務に付帯する業務」の要件の明確化を図る【平成14年度中に検討・結論】</p>												
<p>対応状況</p>	<table border="0"> <thead> <tr> <th>措置済・措置予定</th> <th>検討中</th> <th>措置困難</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </td> <td> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>(実施(予定)時期： )</p> </td> </tr> </tbody> </table>	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>			<p>(実施(予定)時期： )</p>			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他										
<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>												
<p>(実施(予定)時期： )</p>													
<p>(説明)</p> <p>銀行法上の他業禁止の趣旨及びグループ全体でのリスク管理という観点から、銀行法施行規則において銀行の子会社業務を限定して列挙しているものであることから、「附帯する業務」の定義については事前に明確化すべきではなく、子会社で営むことにふさわしい業務が新たに生じた場合には、施行規則の改正により対応すべきである。</p> <p>なお、その事業を行うことが銀行法に抵触することになるかどうかについては、法令事前確認手続（ノー・アクション・レター）の活用により、個々に確認していくことが可能となっている。</p>													
<p>担当局課室等名</p>	<p>監督局銀行第一課、総務企画局信用課</p>												

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、第2地方銀行協会、日本経団連	
項目	自己競落会社の対象物件等に係る規制緩和			
意見・要望等の内容	<p>競落対象物件の拡大</p> <p>親会社に配当のあるものだけでなく、子会社、関係会社に配当のあるものも可とする</p> <p>出資条件の緩和</p> <p>自己競落会社に対して、当該親銀行の親会社（持株会社）やグループ会社の出資も認める</p>			
関係法令	事務ガイドライン1-8-2	共管	なし	
制度の概要	<p>現在、自己競落会社については、以下の制限が課されている。</p> <p>競落対象物件は、親銀行の貸出金等に係る担保物件、すなわち当該物件の競落により親銀行に配当がある物件に限定されている。</p> <p>自己競落会社は、親銀行の100%出資でなければならない。</p>			
計画等における記載の状況	<p>総合規制改革会議第2次答申</p> <p>【第2章3.2(4)】</p> <p>自己競落による競落の仕組みの検討【平成15年度検討】</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
	(実施(予定)時期：平成15年度検討(総合規制改革会議第2次答申3-2-(4)))			
(説明)	<p>競落対象物件の拡大については、銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって、競落人が他に見出せない場合に限定されるとの規制の趣旨を踏まえ、検討する。</p> <p>また、出資条件の緩和については、独禁法11条ガイドライン及び銀行関係事務ガイドラインの改正を踏まえ、検討する。</p>			
担当局課室名	監督局 銀行第一課、総務企画局 信用課			

分野	銀行	意見・要望提出	全国地方銀行協会
項目	従属業務会社の業務範囲の拡大		
意見・要望等の内容	<p>一定のリスク管理体制の整備を条件に、従属業務会社の業務範囲を拡大する。</p> <p>現在、従属業務会社の業務範囲については、事務ガイドラインにより、「銀行の業務にかかる事務のうちその基本にかかることのないもの」に限定されており、効果的なアウトソーシングによる銀行経営効率化の妨げとなっている。銀行の従属業務会社に対して、一定のリスク管理体制の整備を条件に、銀行本体の幅広い業務を当該会社に委託することを認めるべきである。</p> <p>例えば、次のような業務の従属業務会社へのアウトソーシングは不可能であると解されている。  ・為替送信オペレーション      ・カード喪失時等の顧客元帳操作</p>		
関係法令	銀行法第16条の2、銀行法施行規則第17条の3第1項、事務ガイドライン1-8-1(2)	共管	
制度の概要	<p>事務ガイドライン</p> <p>1 - 8 - 1 子会社等の業務の範囲</p> <p>子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(2) 銀行の子会社が営む従属業務（法第16条の2第2項第1号に規定する従属業務をいう。以下同じ。）については、銀行の業務に係る事務のうち、その業務の基本に係ることのないものに限定されているか。</p>		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難      その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： )</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
(説明)			
<p>従属業務は他業であり、分社化を通じた経営効率化等の観点から一定の業務を営む会社に限り、親会社との一体性確保を前提として従属業務子会社とすることが認められているものであり、銀行法上の他業禁止の趣旨及びグループ全体でのリスク管理という観点から、銀行の業務に係る事務のうち、その業務の基本に係ることのないものに限定して認められるものであることから、措置困難。</p> <p>ただし、銀行業に付随し、または関連する業務として、銀行法第16条の2第2項第2号に定める金融関連業務の範囲においてアウトソースすることについては問題がない。</p> <p>なお、銀行の子会社が新規の事業等を具体的に計画している場合において、その事業を行うことが銀行法に抵触することになるかどうかについての照会については、法令事前確認手続（ノー・アクション・レター）を活用することが可能。</p>			
担当局課室名	監督局銀行第一課、総務企画局信用課		

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会
項目	店舗等の他者との共用に関する規制の撤廃		
要望の内容	<p>事務ガイドライン 1 - 10 - 1 「店舗等の他者との共用」の撤廃</p> <p>金融再編とグループ化進展に伴い、銀行の店舗の共用は、信託銀行や証券会社等、同一金融グループ内で経営効率化やシナジー創出を図っていく上では不可欠な施策。また、最近では、店舗余剰スペースの有効活用の観点から、他行や他業態との店舗共用のニーズも増加してきている。一方、事務ガイドライン上、店舗の共用についての記述があるものの、「適切な店舗配置」としか記述されておらず、具体的な基準が不明確。顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上等への対応は、銀行が自主的に行うべきものであり、事務ガイドラインを廃止すべきと思われる。</p>		
関係法令	<p>【預金取扱い金融機関事務ガイドライン(1-12-1)】</p> <p>金融機関が、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか確認することとする。【平成14年9月措置】</p>	共管	
制度の概要	金融機関がその営業所を他者の営業所と同一建物、同一フロア設置する場合には、顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられている必要がある。		
計画等における記載の状況			
対応状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施<del>(予定)</del>時期：14年9月)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>(結論時期： 年 月)</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>(説明)</p> <p>金融機関が経営効率化やシナジー創出を図っていくという観点から、その営業所を他者(銀行、信託銀行、証券会社、一般事業会社等)の営業所等と同一建物、同一フロアに設置することはすでに可能であるが、その場合には、顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられている必要があり、事務ガイドラインの該当部分の廃止は措置困難。</p> <p>また、その方法は各金融機関が自らの創意工夫をもって行うべきものであり、具体的な基準の明示等を行うと却ってそれを妨げることになりかねない。</p>			
担当局課室等名	監督局銀行第一課		



分野	銀行	意見・要望提出者	全国地方銀行協会、全国信用金庫協会、 全国信用組合中央協会	
項目	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ			
意見・要望等の内容	金融検査マニュアルの償却・引当基準が厳正化されたことにより、貸倒引当金が従来より増加していることから、自己資本算出上の算入割合を国際統一基準行と同レベル（1.25％）まで緩和する。			
関係法令	銀行法 14 条の 2 の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（大蔵省告示第 55 号、金融庁告示第 23 号）、第 24 条の 1、第 31 条の 1	共管	なし	
制度の概要	貸倒引当金は、自己資本比率の算出上、分子に算入できる割合は、分母の 0.625％が限度とされている。			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
自己資本比率は、国際統一基準行は 8％以上、国内基準行は 4％以上とされており、貸倒引当金の分子への繰入限度についても同様に、国内基準行は国際統一基準行の 1/2 の 0.625％とされているものであり、こうした制度の導入の趣旨を踏まえれば、貸倒引当金の分子への繰入限度額のみを国際統一基準行並みに引き上げることは困難。				
担当局課室等名	監督局総務課			

分野	銀行	意見・要望提出者	第二地方銀行協会、信託協会																
項目	信用保証業務を営む子会社等の業務範囲の拡大																		
意見・要望等の内容	・信用保証業務を営む銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証を行うことを可能とする。																		
関係法令	平成10年11月20日付金融監督庁・大蔵省 告示9号 事務ガイドライン1-6-1	共管	なし																
制度の概要	・銀行の子会社が営む信用保証業務は、原則として住宅ローン等消費者ローンに係るものとされている。 ・保証業務は専業体制で営むこととされている。																		
計画等における記載の状況	「該当なし」																		
対応の状況	<table border="0" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:20%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width:20%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width:20%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width:20%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; vertical-align: middle;"> <div style="font-size: 2em;">{</div> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; vertical-align: middle;"> <div style="font-size: 2em;">{</div> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;">(実施(予定)時期 :</td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他		<div style="font-size: 2em;">{</div> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p>	<div style="font-size: 2em;">{</div> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p>				(実施(予定)時期 :			
	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他															
	<div style="font-size: 2em;">{</div> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p>	<div style="font-size: 2em;">{</div> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p>																	
	(実施(予定)時期 :																		
<p>(説明)</p> <p>住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であること等から、銀行の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。</p> <p>銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うことについては、銀行経営の健全性の観点から検討を行いたい。</p>																			
担当局課室等名	監督局 総務課、銀行第一課、銀行第二課																		

分野	銀行	意見・要望提出者	オリックス												
項目	預金（ないしは預金代り金）の収納代行														
意見・要望等の内容	「貸付金の返済金」の収納代行業を事業として行っているなど、一定の要件を満たす事業会社については、CD・ATM以外の方法を含め預金の収納代行業を認めること														
関係法令	銀行法第8条、第12条の2第2項 出資法第2条	共管	なし												
制度の概要	<p>銀行法施行規則第13条の6の4において、銀行は、CD・ATMによる預金に係る金銭の受払いに関する事務を委託する場合には、顧客情報の保護、顧客が当該銀行と当該委託を受けた者等との誤認防止の措置を講じなければならないこととしている。</p> <p>（注）預金の受払いを代理させる場合には、代理店（銀行法第8条）を設置しなければならない。</p> <p>なお、代理店に対しては、銀行からの100%出資、専門義務等が課されている。</p> <p>出資法において「預り金」とは、預金と同様の経済的性質を有するものとされており、一般的に次の4要件のすべてに該当するものとされている。</p> <p>不特定かつ多数の者が相手であること、金銭の受け入れであること、元本の返還が約されていること、主として預け主のために金銭の価額を保管することを目的とするものであること</p>														
計画等における記載の状況	「該当なし」														
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border: none;">措置済・措置予定</td> <td style="border: none;">検討中</td> <td style="border: none;">措置困難</td> <td style="border: none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> </td> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">（実施（予定）時期：</td> <td colspan="3" style="border: none;">）</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>			（実施（予定）時期：	）		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>														
（実施（予定）時期：	）														
<p>（説明）</p> <p>事業者が銀行を代理して預金者から金銭を収納し、預金としての効力を生じさせるためには、銀行の代理人（代理店）となる必要があるが、代理店は銀行の100%出資が要件であり、専門義務も課されているため、これを当該事業会社に認めることは困難である。</p> <p>他方、当該事業会社が銀行から単に金銭の収納に関する事務の委託を受けて行う場合には、預金者保護等の観点から、当該事務を支障なく遂行できるよう適切な措置が講じられていることが要件となるため、個別の具体的な事務の内容に則して検討する必要がある。</p>															
担当局課室等名	総務企画局 信用課														

分野	金融	意見・要望提出者	農林中央金庫				
項目	銀行社債や金融債の窓販取扱い						
意見・要望等の内容	国債証券等や投資信託の窓販取扱いが認められる金融機関においては、銀行社債や金融債の窓販取扱いを認める。						
関係法令	証券取引法第 65 条第 1 項、第 2 項	共管	なし				
制度の概要	証券取引法では、国債証券等や投資信託の窓販取扱いを除いて、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、有価証券の募集もしくは売出の取扱いをしてはならないとされている。						
計画等における記載の状況	なし						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table>			<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>				
<p>(説明)</p> <p>金融機関は、金融機関が証券業を併営することによる利益相反の防止、銀行の企業に対する過度の影響力の防止、銀行経営の健全性の確保等の観点から、証券取引法第 65 条により社債の取扱い等の証券業務が禁止されており、銀行社債や金融債についても上記の趣旨は該当することから、その窓販取扱いを認めることは困難。</p> <p>なお、金融機関が自ら発行する債券を販売する行為については、現行法上も認められている。</p>							
担当局課室等名	総務企画局市場課						



分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会	
項目	普通出資の消却			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務体質の強化、資本効率の向上等の観点から、信用金庫にも商法212条の規定を準用し、普通出資の持分の消却ができるようにすること。</li> </ul>			
関係法令	信用金庫法第16条、第21条	共管	なし	
制度の概要	<p>会員の脱退（自由脱退）に際し、当該会員の出資持分を譲り受ける者がいない場合には、金庫は出資総口数の100分の5に相当する持分を限度に、一時的にその出資金を譲り受けることができる。</p> <p>譲り受けた持分は速やかに処分（会員等への譲渡）しなければならない。</p>			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難	その他
（説明）  信用金庫における出資持分の消却制度の導入については、信用金庫の資本維持、協同組織の特性、及び持分の消却の必要性等について、慎重な検討が必要である。 （注）金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成15年1月1日施行）においては、合併及び営業全部の譲受けに伴い信用金庫が会員から譲り受けた持分について、一定の要件のもとに期間を定めて消却できる措置を講じたところであり、その実施状況も勘案する必要がある。				
担当局課室等名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室			

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会	
項目	出資による配当の導入			
意見・要望等の内容	信用金庫法第 55 条の 2 ( 商法の準用 ) の規定に、商法第 293 条ノ 2 ( 利益の資本組入れ ) の規定の準用を加え、総 ( 代 ) 会の決議をもって剰余金の配当を出資により行うことを可能とすること。			
関係法令	信用金庫法第 57 条	共管	なし	
制度の概要	信用金庫における剰余金の配当は金銭に限られている。			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 ( 実施 ( 予定 ) 時期 : )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
( 説明 )  信用金庫等の協同組織の会員・組合員は中小・零細事業者や個人であり、その剰余金は金銭により会員に還元されるのが基本であることから、配当を出資により行い、内部留保することについては、慎重な検討が必要と考えられる。				
担当局課室等名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室			

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会				
項目	卒業生金融制度の見直し						
意見・要望等の内容	昭和 43 年 6 月 1 日付大蔵省告示第 71 号を改正し、会員であった者が脱退した後も金庫から貸付を受けることを望む場合には、卒業生として総貸出の 100 分の 20 に相当する金額の範囲内で貸付が受けられるよう所要の措置を講ずること。						
関係法令	信用金庫法施行令第 8 条 昭和 43 年 6 月 1 日 大蔵省告示第 71 号	共管	なし				
制度の概要	卒業生金融の取扱いは、次のとおりとなっている。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">会員であった期間が 3 年以上 5 年未満</td> <td style="width: 50%;">脱退の時から 5 年間</td> </tr> <tr> <td>会員であった期間が 5 年以上</td> <td>脱退の時から 10 年間</td> </tr> </table>			会員であった期間が 3 年以上 5 年未満	脱退の時から 5 年間	会員であった期間が 5 年以上	脱退の時から 10 年間
会員であった期間が 3 年以上 5 年未満	脱退の時から 5 年間						
会員であった期間が 5 年以上	脱退の時から 10 年間						
計画等における記載の状況	規制改革推進 3 か年計画（改定） 【 2 イ b 】 信用金庫の卒業生金融制度の見直し 信用金庫の協同組織性を損なわない範囲で認められている員外貸出しの枠内で、企業規模の拡大に伴い信用金庫の会員資格を失ういわゆる「信用金庫の卒業生」に対する貸出しを恒久的に認めることについて検討する。						
対応の状況	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">           措置済・措置予定            措置済            措置予定            （実施（予定）時期：         </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">           検討中            措置するか否かを含めて検討中            具体的措置の検討中            ）         </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">           措置困難            その他         </td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他	
措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他					
<p>（説明）</p> <p>信用金庫は中小企業者を会員とする協同組織金融機関であり、卒業生金融については、会員の法人等が信用金庫法に規定する会員資格の範囲（従業員数 300 人、資本金 9 億円を超えない）等を超えて規模が大きくなった場合に期限を定めて例外的に認めているものである。従って、卒業生金融の期間撤廃については、信用金庫の協同組織としての特性、及び協同組織であることから各種政策支援措置が講じられていること等に留意しつつ慎重な検討が必要である。</p> <p>なお、卒業生金融制度については、平成 10 年 12 月に緩和（会員であった期間が 5 年以上の場合に脱退の時から 7 年間としていたところを 10 年間へ延長）したところである。</p>							
担当局課室等名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室						



分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	信用金庫の債務保証に係る大口信用供与規制の緩和		
意見・要望等の内容	信金中央金庫（しんきん中金）代理貸付に係る債務保証を、国民生活金融公庫等の公的金融機関の代理貸付に係る債務保証と同様、大口信用供与規制の対象外とすること。		
関係法令	信用金庫法施行規則第 16 条の 2	共管	なし
制度の概要	<p>信金中央金庫代理貸付に係る債務保証は、信用金庫法第 89 条において準用する銀行法第 13 条により、大口信用供与規制の対象となっている。</p> <p>なお、国民生活金融公庫等の公的金融機関の代理貸付に係る保証については、信用金庫法施行規則第 16 条の 2 により大口信用供与規制の対象から除外されている。</p> <p>（注）大口信用供与規制に係る信用供与額から「法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の業務の代理に付随してされる債務の保証の額」を控除する。（信用金庫法施行規則第 16 条の 2）</p>		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>（説明）</p> <p>公的機関（国民生活金融公庫等）の代理貸付に係る債務保証が大口信用供与規制の対象外とされているのは、これらの機関が中小企業金融の円滑化等に係る国の施策の一翼を担っていることから、政策的な観点より特例として認められているものである。</p> <p>従って、民間の金融機関である信金中央金庫の代理貸付にかかる債務保証と同列に扱うことはできないと考えられる。</p>			
担当局課室等名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室		

分野	協同組織金融機関	要望提出者	全国信用金庫協会	
項目	信金法に基づく業務内容方法書の廃止			
要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用金庫が証券取引法第 65 条の 2 の登録金融機関として証券業務を行う場合、証券取引法に基づく証券業務に関する業務内容方法書のほか、信用金庫法に基づく業務内容方法書を定めなければならない。記載内容は、前者が後者の内容を包含するものであることから、あえて信用金庫法上の業務内容方法書を独立のものとして存続させる必要性は乏しく、これを廃止すること。</li> </ul>			
関係法令	信用金庫法第 53 条第 11 項	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用金庫が証券取引法第 65 条の 2 に定める証券業務を行おうとする場合には、信用金庫法第 53 項第 11 項に基づき業務の内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。また、当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも同様とされている。</li> </ul> <p>(注) 証券取引法においては、平成 10 年 6 月に上記業務は認可制から登録制に変更となった。</p>			
計画等における記載の状況	<p>規制改革に関する第 2 次答申【第 2 章 13 . 3 別表 ( 1 ) 21】</p> <p>信金法に基づく業務内容方法書の廃止</p> <p>「信金法に基づく業務内容方法書を廃止する。」【15 年度中に検討・結論】</p>			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： 年 月)	(結論時期： 年 月)		
(説明)				
<p>銀行においては平成 13 年に当該業務内容方法書及びその認可を廃止していることから、信用金庫についても取扱いを検討する必要がある。検討に当たっては、当該業務によるリスクが協同組織金融機関の業務の健全性に与える影響及び当該業務の内容確認についての監督上の必要性等を勘案する必要がある。</p>				
担当局課室等名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室			

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会	
項目	会員の法定脱退事由の拡大			
意見・要望等の内容	商法第 85 条第 1 項で定める合名会社の法定退社原因には、「定款二定メタル事由ノ発生」が含まれ、社員の自治に委ねられている部分がある。これにならい、信用金庫の会員の法定脱退事由においても、会員の自治に委ねる事由の発生を加えること。			
関係法令	信用金庫法第 17 条	共管	なし	
制度の概要	信用金庫法上、法定脱退事由は次のとおり個別に列挙されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 会員たる資格の喪失</li> <li>• 死亡又は解散</li> <li>• 破産</li> <li>• 除名</li> <li>• 持分の全部の喪失</li> </ul>			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)				
<p>法定脱退は、法律で定められた一定の事由が発生したことにより、会員の意思にかかわらず信用金庫法上当然に脱退の効果が発生するものであり、その事由の拡大については、どのような具体的なケースを想定するか等を踏まえ、慎重に検討する必要がある。</p>				
担当局課室等名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室			

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	業務報告書の総（代）会承認制の廃止		
意見・要望等の内容	商法第 283 条において営業報告書は総会への報告事項とされていることにならない、信用金庫の業務報告書の総（代）会承認を不要とし、報告事項とすること。		
関係法令	信用金庫法第 37 条第 7 項	共管	なし
制度の概要	理事は業務報告書を通常総（代）会に提出し、その承認を求めなければならない。 （注）銀行（株式会社）については、商法第 283 条により、総会の招集通知に決算関係書類等の謄本を添付すること、及び貸借対照表又はその要旨を公告することとされている。信用金庫についてはこのような規定がなく、これに代えて業務報告書等の決算関係書類を通常総会に提出し、その承認を受けることとなっている。		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明）  信用金庫の取扱いを商法並びとすることについては、協同組織の特性等の観点を踏まえ、慎重な検討が必要である。			
担当局課室等名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室		

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	附属明細書の総（代）会報告の廃止		
意見・要望等の内容	商法第 283 条において附属明細書は総会への報告事項とされていないことになり、信用金庫の附属明細書の総（代）会報告を不要とすること。		
関係法令	信用金庫法第 37 条第 7 項	共管	なし
制度の概要	理事は附属明細書を通常総（代）会に提出し、その内容を報告しなければならない。 （注）銀行（株式会社）については、商法第 283 条により、総会の招集通知に決算関係書類等の謄本を添付すること、及び貸借対照表又はその要旨を公告することとされている。信用金庫についてはこのような規定がなく、これに代えて業務報告書等の決算関係書類（附属明細書を含む）を通常総会に提出し、その承認を受けることとなっている。		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>（説明）</p> <p>信用金庫の取扱いを商法と同様のものとするについては、協同組織の特性等の観点を踏まえ、慎重な検討が必要である。</p>			
担当局課室等名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室		

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	会員及び債権者の理事会議事録閲覧謄写請求権の制限		
意見・要望等の内容	信用金庫法第 36 条を改正し、商法第 260 条ノ 4 と同様、会員及び金庫の債権者による理事会議事録の閲覧又は謄写については、裁判所の許可を必要とすること。		
関係法令	信用金庫法第 36 条	共管	なし
制度の概要	会員及び金庫の債権者は、正当な理由がある限り何時でも理事に対し、総会、理事会の議事録及び会員名簿の書類の閲覧又は謄本を求めることができる。		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>信用金庫は出資者を会員とする協同組織金融機関であり、会員の議事録閲覧権は会員の共益権(経営に参与することを目的とする権利)の一つと解されている。</p> <p>会員は株主と異なり、金庫の事業を利用するために出資が必要であり、また、株式と異なり出資の譲渡には制限が付されていることなどから、議事録の閲覧又は謄写のような会員としての権利行使は十分に保護されることが必要である。このため、本件については、実務上の問題点も踏まえ、慎重に検討を行なう必要がある。</p>			
担当局課室等名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室		

分野	協同組織金融機関	要望提出者	全国信用金庫協会	
項目	信用金庫における議決権のIT化			
要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年の商法改正において、株式会社は、 総会に出席しない株主が書面で議決権を行使すること、 当該書面に変わり電磁的方法（Eメールなど）で議決権を行使すること、 が可能となった。 これにならい、同様の手続きを信用金庫についても措置すること。</li> </ul>			
関係法令	信用金庫法第12条、第47条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>総会における議決権の行使について、書面及び電磁的方法による行使を認める規定はない。</li> <li>（注）株式会社においては平成13年の商法改正により 代理人による議決権の行使、 総会に出席しない株主の書面による議決権行使、 電磁的方法による議決権の行使 が行えるようになった。</li> </ul>			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応状況・ 対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施(予定)時期： 年 月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 （結論時期： 年 月）	措置困難	その他
（説明）  協同組織金融機関についても、株式会社と同様の措置を導入することについて、その内容、手続き等の具体的な措置を検討する。				
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室			

分野	協同組織金融機関	要望提出者	全国信用金庫協会	
項目	信用金庫における計算書類・定款のIT化			
要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年の商法改正において、計算書類等の電磁的方法による作成、広告等が可能となったことに伴い、信用金庫においても、定款や業務方法書等の電磁的記録による備置き、電磁的方法（ウェブサイト等）による閲覧等に対応できるようにすること。</li> </ul>			
関係法令	信用金庫法第36条、第37条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>発起人は、金庫の定款を作成し、これに署名しなければならない。また理事は、定款を各事務所に備え置かなければならない。</li> <li>理事は、事業年度ごとに業務報告書等を作成し、理事会の承認を受けなければならない。また、理事は通常総会の会日の2週間前から、業務報告書等を5年間主たる事務所に、その謄本を3年間従たる事務所に備えて置かなければならない。</li> <li>これらについては、電磁的方法によることはできない。</li> </ul> <p>（注）株式会社においては、商法改正により定款や計算書類を電磁的記録をもって作成することができることとなり、定款に対する署名も電磁的署名により行うことが可能になった。また、定款や計算書類を電磁的方法で作成した場合には、電磁的記録を備え置き交付することができることとなった。</p>			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	（実施(予定)時期： 年 月）	（結論時期： 年 月）		
<p>（説明）</p> <p>協同組織金融機関についても株式会社と同様の措置を導入することとし、その内容、手続き等の具体的な措置について検討を行う。</p>				
担当局課室等名	総務企画局	信用課	協同組織金融係、監督局	総務課 協同組織金融室



分野	協同組織金融機関	要望提出者	全国信用金庫協会	
項目	定款への従たる事務所の記載の廃止			
要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用金庫の定款の記載事項は、法律（信用金庫法第 23 条）により定められており、その中に「事務所の名称及び所在地」が規定されている。これを商法第 166 条第 1 項第 8 号と同様に主たる事務所のみ記載とすること。</li> </ul>			
関係法令	信用金庫法第 23 条第 2 項	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款には次の事項を記載しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>事業</li> <li>名称</li> <li>地区</li> <li>事務所の名称及び所在地（以下略）</li> </ol> </li> </ul>			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)		
<p>(説明)</p> <p>協同組織金融機関の定款においては、会員等の相互扶助等を目的とする金融機関としての特性から、商法よりも具体的な記載事項が要求されている。従たる事務所についての記載は、会員が利用する施設を定める意味で、会員資格、地区等と並んで協同組織における基本的事項とされてきたものであり、商法と同様の取扱いとすることについては、慎重な検討が必要である。</p>				
担当局課室等名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室			

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る1口に満たない優先出資制度の創設		
意見・要望等の内容	協同組織金融機関の優先出資に関して、株式会社の端株制度に準じた1口に満たない優先出資の制度を創設すること。 (協同組織金融機関が発行する優先出資については、1口に満たない優先出資の制度がないため、優先出資の分割を実施するにつき支障を生ずるおそれがある。)		
関係法令	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	共管	財務省 農林水産省 経済産業省 厚生労働省
制度の概要	協同組織金融機関が発行する優先出資については、1口に満たない優先出資の制度が認められていない。		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>商法における株式会社の端株制度と同様の1口に満たない優先出資の制度を協同組織金融機関に関して導入することについては、優先出資の分割方法の多様化の必要性等、実務におけるニーズを十分把握した上で検討する。</p>			
担当局課室等名	総務企画局	信用課	協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	商法第 280 条ノ 2 第 5 項及び同法第 280 条ノ 3 ノ 2 の優先出資への準用		
意見・要望等の内容	協同組織金融機関の優先出資の発行価額について、市場価格がある優先出資を公正な価額で発行する場合には、株式会社と同様、発行価額の決定方法を定めと公告又は通知すれば足りることとするため、商法第 280 条ノ 2 第 5 項及び第 280 条ノ 3 ノ 2 を準用すること。		
関係法令	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 5 条、第 8 条	共管	財務省 農林水産省 経済産業省 厚生労働省
制度の概要	協同組織金融機関の優先出資の発行価額等については、その都度主務大臣の認可を受けなければならない。 協同組織金融機関は、払込期日の 2 週間前までに、発行価額等を公告し、又は普通出資者及び優先出資者に通知しなければならない。		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
商法と同様の規定を優先出資に関して導入することについては、発行手続の短縮化の必要性等、実務におけるニーズを十分把握した上で検討する。			
担当局課室等名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室		

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	新優先出資予約権の発行解禁		
意見・要望等の内容	協同組織金融機関の優先出資について、資金調達手段の多様化等の観点から、株式会社が発行する新株予約権に相当する新優先出資予約権の発行を可能とすること。		
関係法令	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	共管	財務省、農林水産省、経済産業省、厚生労働省
制度の概要	協同組織金融機関が発行する優先出資については、新優先出資予約権の発行が認められていない。		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)  株式会社の新株予約権は、ストックオプションの付与、新株予約権付社債の発行等により会社の資金調達手段を多様化する等の観点から導入されたものである。協同組織金融機関の優先出資は、協同組織性を踏まえつつ普通出資を補完するものとして導入された制度であることから、新たに優先出資予約権の制度を導入することについては、実務におけるニーズを十分把握した上で、慎重に検討すべきと考えられる。			
担当局課室等名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室		

分野	協同組織金融機関	要望提出者	全国信用金庫協会	
項目	業務方法書の廃止			
要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、当局指導型から事後監視型に移行しているなかにあつて、現状では業務方法書を存続させる必要性は乏しいため、これを廃止すること。</li> </ul>			
関係法令	信用金庫法第 29 条、第 31 条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>金庫は、内閣総理大臣の事業免許を受けようとするときは、申請書に業務方法書を添付して提出しなければならない。</li> <li>業務の種類又は方法を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</li> </ul>			
計画等における記載の状況	規制改革推進 3 か年計画（改定） 【 2 イ d 】 信用金庫の業務方法書の見直し 信用金庫における業務方法書の在り方について検討する。			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 （実施(予定)時期： 年 月）	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 （結論時期： 年 月）		
（説明）  業務方法書は、信用金庫が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものであり、監督の手段としては必要なものであるが、協同組織金融機関の特性等に留意しつつ、今後における業務方法書の在り方について検討する。				
担当局課室等名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室			

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	一般職員の兼業・兼職制限の廃止		
意見・要望等の内容	<p>一般職員について兼業及び兼職の制限を廃止する。</p> <p>預金取扱金融機関については、常務に従事する取締役や役員等に関し兼職の制限が行なわれているが、一般職員について兼業又は兼職の制限が課されているのは信用金庫だけである。信用金庫についてのみ厳格な規制を課す理由はないため、一般職員についての兼業及び兼職の制限を廃止すること。</p>		
関係法令	信用金庫法第 33 条	共管	なし
制度の概要	<p>金庫を代表する理事並びに金庫の常務に従事する役員及び支配人その他の職員は、他の金庫もしくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。</p>		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期: )</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>(説明)</p> <p>兼職兼業規制は、信用金庫の常務に従事する役職員に対し職務専念義務を課したものであるが、実務におけるニーズ、他の協同組織金融機関との整合性等に留意しつつ検討する。</p>			
担当局課室等名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室		

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用組合中央協会	
項目	協金法第2条第3項に基づく「自己資本率規制」の廃止			
意見・要望等の内容	<p>信用組合については、銀行法第14条の2の準用により銀行等と同様の「自己資本比率規制」が適用されている。一方、これとは別に協金法により、信用組合のみに適用される「自己資本率規制」が存在し、実質的に二重の規制となっている。</p> <p>金融機関の健全性の確保は極めて重要であるが、敢えて二重に規制する必要性はないため、これを廃止すること。</p>			
関係法令	協同組合による金融事業に関する法律 (協金法)第2条第3項	共管	なし	
制度の概要	<p>協金法第2条第3項においては、信用組合の自己資本の額(出資の額及び準備金)は、外部負債の3%以上でなければならないことが規定されている。</p> <p>また、協金法第6条において準用する銀行法第14条の2により、銀行等他の金融機関と同様の自己資本比率規制が課されている。</p>			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期: )			
(説明)	<p>協金法の当該規定は、同法の制定時以来規定されているものであり、銀行等に対する自己資本比率規制(早期是正措置)が法令化された後も存続しているものである。</p> <p>本件については、金融機関の経営の健全性確保、信用組合における当該規制の意義等の観点から、当該規定の廃止の可否を検討する。</p>			
担当局課室等名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室			

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用組合中央協会
項目	脱退組合員の出資持分の一時取得について		
意見・要望等の内容	信用金庫においては、金庫による出資持分の取得は原則禁止されているが、会員の自由脱退の場合に限り、定款で定める範囲内で一時譲受けが認められている。これにならい、信用組合についても、組合員の脱退（自由脱退）に際し、当該組合員の出資金を譲り受ける者がいない場合、信用金庫と同様に、組合が一時的にその出資持分を譲り受けることができるようにすること。		
関係法令	中小企業等協同組合法第 61 条	共管	経済産業省、財務省、国土交通省、金融庁
制度の概要	信用組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
中小企業等協同組合法及び信用金庫法における脱退会員・組合員の持分の取扱いは、それぞれ信用組合及び信用金庫の協同組織金融機関としての性格の相違等を前提に定められており、単に持分の取扱いのみならず組織や業務内容等のあり方にも関係する問題であることを踏まえ、慎重な検討が必要である。			
担当局課室等名	総務企画局	信用課	協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室



分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用組合中央協会	
項目	事業報告書の総（代）会承認制の廃止			
意見・要望等の内容	商法第 283 条において、営業報告書は総会への報告事項とされていることになり、信用組合についても事業報告書の総（代）会承認を不要とし、報告事項とすること。			
関係法令	協金法第 5 条の 4 第 1 項、第 7 項	共管	なし	
制度の概要	理事は事業報告書を通常総（代）会に提出し、その承認を求めなければならない。 （注）銀行（株式会社）については、商法第 283 条により、総会の招集通知に決算関係書類等の謄本を添付すること及び貸借対照表又はその要旨を公告することとされている。信用組合についてはこのような規定がなく、これに代えて事業報告書等の決算関係書類を通常総会に提出し、その承認を受けることとなっている。			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施（予定）時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>信用組合の取扱いを商法と同様のものとするについては、協同組織の特性等の観点を踏まえ、慎重な検討が必要である。</p>				
担当局課室等名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室			

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用組合中央協会
項目	附属明細書の総（代）会報告の廃止		
意見・要望等の内容	商法第 283 条において附属明細書は総会への報告事項とされていないことになり、信用組合の附属明細書の総（代）会報告を不要とすること。		
関係法令	協金法第 5 条の 4 第 1 項、第 7 項	共管	なし
制度の概要	理事は附属明細書を通常総（代）会に提出し、その内容を報告しなければならない。 （注）銀行（株式会社）については、商法第 283 条により、総会の招集通知に決算関係書類等の謄本を添付すること、及び貸借対照表又はその要旨を公告することとされている。信用組合についてはこのような規定がなく、これに代えて業務報告書等の決算関係書類（附属明細書を含む）を通常総会に提出し、その承認を受けることとなっている。		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施（予定）時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
信用組合の取扱いを商法と同様のものとするについては、協同組織の特性等の観点を踏まえ、慎重な検討が必要である。			
担当局課室等名	総務企画局	信用課	協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用組合中央協会
項目	業務方法書の廃止		
意見・要望等の内容	金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、当局指導型から事後監視型に移行しているなかにあって、現状では業務方法書を存続させる必要性は乏しいため、これを廃止すること。		
関係法令	協金法第3条第1項第8号	共管	なし
制度の概要	信用組合は、内閣総理大臣の設立の認可を受けようとするときは、申請書に業務方法書を添付して提出しなければならない。 業務の種類又は方法を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
業務方法書は、信用組合が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものであり、監督の手段としては必要なものであるが、協同組織金融機関の特性等に留意しつつ今後における業務方法書の在り方について検討する。			
担当局課室等名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室		

分野	協同組織金融機関	要望提出者	全国信用組合中央協会
項目	協金法に基づく業務内容方法書の廃止		
要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用組合が証券取引法第 65 条の 2 の登録金融機関として証券業務を行う場合、証券取引法に基づく証券業務に関する業務内容方法書のほか、協同組合による金融事業に関する法律（以下「協金法」という。）に基づく業務内容方法書を定めなければならない。記載内容は、前者が後者の内容を包含するものであることから、あえて協金法上の業務内容方法書を独立のものとして存在させる必要性は乏しく、これを廃止すること。</li> </ul>		
関係法令	協金法第 3 条	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用組合が証券取引法第 65 条の 2 に定める証券業務を行おうとする場合には、協金法第 3 条第 2 項に基づき業務の内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。また、当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも同様とされている。</li> </ul> <p>（注）証券取引法においては、平成 10 年 6 月に上記業務は認可制から登録制に変更となった。</p>		
計画等における記載の状況	規制改革の推進に関する第 2 次答申【第 2 章 13 . 3 別表（ 1 ） 25】 協金法に基づく業務内容方法書の廃止 「協金法に基づく業務内容方法書の廃止する。」【15 年度中に検討・結論】		
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施(予定)時期： 年 月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 （結論時期： 年 月）	措置困難 その他
（説明）  銀行においては平成 13 年に当該業務内容方法書及びその認可を廃止していることから、信用組合についても取扱いを検討する必要がある。なお、検討に当たっては、当該業務によるリスクが協同組織金融機関の業務の健全性に与える影響及び当該業務の内容確認についての監督上の必要性等を勘案する必要がある。			
担当局課室等名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室		

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫連合会、全国信用組合中央協会
項目	信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化		
意見・要望等の内容	<p>信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示を一本化する。</p> <p>信金法に基づくリスク管理債権の開示と、金融再生法に基づく資産査定の開示とでは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、顧客にとってもわかりにくい開示内容となっている。</p>		
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信金法第 89 条で準用する銀行法第 21 条</li> <li>・信金法施行規則第 20 条の 2 ~ 第 20 条の 4</li> <li>・金融再生法第 6 条、第 7 条</li> <li>・金融再生委員会規則第 2 条 ~ 第 6 条</li> </ul>	共 管	
制度の概要	信金法に基づくリスク管理債権(貸出金のみ)と、金融再生法に基づく資産査定の対象債権(総与信)の両者を当局宛報告・開示している。		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： )</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
(説明)	<p>リスク管理債権は、貸出金を対象としており、米国 SEC と同様の基準に従って分類され、時系列でも比較的長い期間把握可能となっている。一方、金融再生法開示債権は総与信を対象としてカバー範囲が広いものの、未だ時系列データとしての蓄積は多くない。また、同じ計数を重複して求めているわけではなく、計数としての意味もそれぞれ異なっている。さらに、当初はリスク管理債権のみであったところ、開示が不十分との意見などがあったことから金融再生法開示債権の開示が行われるようになったという経緯もある。このため、現段階では措置困難。</p>		
担当局課室等名	金融庁監督局総務課監督調査室、総務企画局信用課		

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	(社)全国信用金庫協会 (社)全国信用組合中央協会	
項目	業務取扱時間変更届出の簡素化			
意見・要望等の内容	インストアランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務取り扱い時間の変更に弾力的に対応できるようにするため、届出不要、もしくは半期ごとの一括届出の対象とする。			
関係法令	信用金庫法施行規則第14条第1項第20号、第14条第3項第2号 協金法施行規則第16条第1項第7号、第16条第4項第2号	共管	なし	
制度の概要	信用金庫及び信用組合は、その事務所(代理店の事務所を含む)の所在地又は設置場所の特殊事情により、「午前9時から午後3時まで」と異なる業務取扱時間とする必要がある場合(午前9時から午後3時までが確保されている場合を除く)、届出を行った上で、当事務所について業務取扱時間の変更をすることができる。			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)				
信用金庫及び信用組合の業務取扱時間は、午前9時から午後3時までとされている。これは、利用者利便の観点から金融機関における最低限の業務取扱時間を確保するとの趣旨から設けられているものである。				
この業務取扱時間を変更する場合は、金融機関を監督する立場として、事前に把握しておく必要があることから、届出不要若しくは半期ごとの一括届出とすることは困難である。				
なお、午前9時から午後3時までの時間帯が確保された上での業務取扱時間の変更は届出不要としている。				
担当局課室等	監督局 総務課 協同組織金融室			



分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	農林中央金庫												
項目	優先出資の自己取得の緩和														
意見・要望等の内容	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 27 条第 1 項に定める自己の優先出資の取得を、平成 13 年度に改正された商法第 210 条にならい、一定の範囲内で自由にできるよう変更する。														
関係法令	協同組織金融機関の優先出資に関する法律 第 27 条第 1 項、商法第 210 条	共管	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省												
制度の概要	協同組織金融機関は 優先出資の償却のためにする時、 協同組織金融機関の権利の実行にあたりその目的を達するために必要な時その他政令で定めるやむを得ない事情がある時を除き、自己の優先出資を取得し、又は質権の目的とし発行済優先出資の総口数の 20 分の 1 を超える口数の自己の優先出資を受けることはできない。														
計画等における記載の状況	該当なし														
対応の状況	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">検討中</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div> </td> <td style="vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(実施(予定)時期: )</td> </tr> </tbody> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>			(実施(予定)時期: )			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>														
(実施(予定)時期: )															
<p>(説明)</p> <p>協同組織金融機関の優先出資の自己取得に係る規制緩和については、自己資本維持の観点を踏まえ、協同組織金融機関の経営面・実務面のニーズを十分に把握した上で慎重に検討する。</p>															
担当局課室等名	総務企画局信用課														



分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国農業協同組合中央会、農林中央金庫																					
項目	証券業務に係る農協法第10条第20項に基づく事業方法書の廃止																							
意見・要望等の内容	証券業務に関する方法書には、農協法第10条第20項に基づく事業の内容及び方法を定めたものと、証券取引法に基づく業務内容方法書の2種類があり、前者の内容は後者の内容に含まれていることから、あえて農協法上の証券業務に係る事業方法書を独立させて存在させる必要性は乏しいので、これを廃止する。																							
関係法令	農業協同組合法第10条第20項	共管	農林水産省																					
制度の概要	組合が登録等証券業務を行おうとする場合には、事業の内容及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。また、当該認可を受けた事業の内容及び方法を変更しようとするときも同様とされている。																							
計画等における記載の状況	なし																							
対応の状況	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:20%; border:none;"></td> <td style="width:20%; border:none;">措置済・措置予定</td> <td style="width:20%; border:none;">検討中</td> <td style="width:20%; border:none;">措置困難</td> <td style="width:20%; border:none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">{</td> <td style="border:none;">措置済</td> <td style="border:none;">{</td> <td style="border:none;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="border:none;"></td> </tr> <tr> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;">措置予定</td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;">具体的措置の検討中</td> <td style="border:none;"></td> </tr> <tr> <td style="border:none;">}</td> <td style="border:none;">(実施(予定)時期: )</td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> </tr> </table>					措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	{	措置済	{	措置するか否かを含めて検討中			措置予定		具体的措置の検討中		}	(実施(予定)時期: )			
	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																				
{	措置済	{	措置するか否かを含めて検討中																					
	措置予定		具体的措置の検討中																					
}	(実施(予定)時期: )																							
<p>(説明)</p> <p>農協及び信連の証券業務は、組合員のために行う場合(農協法第10条第6項)と余裕金運用として行う場合(農協法施行令第3条の5)に区分され、前者の場合について業務内容方法書を定め、特に適正な業務運営を期している。本件要望については、こうした観点を踏まえた慎重な検討が必要である。</p> <p>(注)銀行においては、平成13年に当該業務方法書及びその認可を廃止している。</p>																								
担当局課室等名	総務企画局信用課																							